

3月7日（月）

# 平成 28 年 3 月 7 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

- |      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (愛みやざき)         |
| 2 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 3 番  | 来 住 一 人   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (県民連合宮崎)        |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 同 )           |
| 6 番  | 右 松 隆 央   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 7 番  | 二 見 康 之   | ( 同 )           |
| 8 番  | 清 山 知 憲   | ( 同 )           |
| 9 番  | 島 田 俊 光   | ( 同 )           |
| 10 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )           |
| 11 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )           |
| 12 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )           |
| 13 番 | 星 原 透     | ( 同 )           |
| 14 番 | 西 村 賢     | (無所属の会)         |
| 15 番 | 凶 師 博 規   | (愛みやざき)         |
| 16 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (県民連合宮崎)        |
| 19 番 | 高 橋 透     | ( 同 )           |
| 20 番 | 中 野 一 則   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 21 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )           |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )           |
| 24 番 | 黒 木 正 一   | ( 同 )           |
| 25 番 | 松 村 悟 郎   | ( 同 )           |
| 26 番 | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )           |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫   | (無所属クラブ)        |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 太 田 清 海   | (県民連合宮崎)        |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )           |
| 31 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 33 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )           |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )           |
| 35 番 | 外 山 衛     | ( 同 )           |
| 36 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )           |
| 37 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )           |
| 38 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )           |
| 39 番 | 中 野 廣 明   | ( 同 )           |

## 地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 稲 用 博 美   |
| 副 知 事           | 内 田 欽 也   |
| 総 合 政 策 部 長     | 茂 雄 二     |
| 総 務 部 長         | 成 合 修     |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 金 丸 政 保   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 桑 山 秀 彦   |
| 環 境 森 林 部 長     | 大 坪 篤 史   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 永 山 英 也   |
| 農 政 水 産 部 長     | 郡 司 行 敏   |
| 県 土 整 備 部 長     | 凶 師 雄 一   |
| 会 計 管 理 者       | 舟 田 美 揮 子 |
| 企 業 局 長         | 四 本 孝 一   |
| 病 院 局 長         | 渡 邊 亮 一   |
| 財 政 課 長         | 阪 本 典 弘   |
| 教 育 委 員 長       | 島 原 俊 英   |
| 教 育 長           | 飛 田 洋     |
| 公 安 委 員 長       | 山 崎 殖 章   |
| 警 察 本 部 長       | 野 口 泰     |
| 代 表 監 査 委 員     | 高 橋 博     |
| 人 事 委 員 長       | 村 社 秀 継   |

## 事務局職員出席者

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長       | 日 隈 俊 郎   |
| 事 務 局 次 長     | 奥 野 信 利   |
| 議 事 課 長       | 亀 澤 保 彦   |
| 議 事 課 長 補 佐   | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 担 当 主 幹   | 松 吉 浩     |
| 議 事 課 主 査     | 松 本 英 治   |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 英 征 明 |

---

◎ 企業局長発言

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成27年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

○企業局長（四本 孝君）〔登壇〕 先日の丸山議員の代表質問及び渡辺議員の一般質問における「地方振興積立金の一般会計への繰り出しに至った経緯」に関する答弁につきまして、補足説明させていただきたいと思っております。

県営電気事業みやざき創生基金の原資となる一般会計への繰り出しについては、これまでの電気事業法のいわゆる総括原価方式のもとでは、売電料金の引き下げが前提とされていたことから、売電料金の引き下げを行った上で繰り出しを行うという判断は、経営上、困難でありましたが、坂口議員への答弁で申し上げましたとおり、これまでの電力会社との料金交渉において、将来の料金引き下げを説明した上で繰り出すことは、制度上は可能であったかと思っております。

説明の足りない点があり、御迷惑をおかけしましたことをお詫びし、補足説明させていただきました。以上であります。〔降壇〕

○星原 透議長 執行部の発言は終わりました。

---

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第46号から第76号まで)

○星原 透議長 次に、議案第46号から第76号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕（拍手） 総務政策常任委員会の審査結果を御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第46号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第63号は賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)についてであります。

今回の補正は、国の平成27年度補正予算(第1号)の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額は84億8,200万円余の減額となっておりますが、この中には、国の補正予算に伴う経費として153億3,600万円余が増額計上されております。

歳入財源の主なものとしては、県税が50億1,000万円、地方消費税清算金が56億2,600万円余、地方交付税が19億7,300万円余の増額、国庫支出金が78億4,900万円余、繰入金が69億3,800万円余、諸収入が64億4,300万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,979億6,400万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で6億7,700万円余、特別会計で1,500万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計

を合わせた補正後の予算額は125億600万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で186億100万円余の増額、特別会計で7億8,300万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は4,924億4,100万円余となります。

このうち、地方創生加速化交付金事業についてであります。

このことについて委員より、「地方創生関連事業については、他県においても同様に取り組んでいることから、その厳しい競争に打ち勝つためには、これまでの発想や手法での取り組みでは難しいと考える。これまで実施してきた事業の検証を行った上で新たな発想を加えるなど、これまでと違った角度での取り組みが必要ではないか」との意見があり、当局より、「この交付金事業は事業効果が強く求められることから、事業効果を念頭に、さまざまな工夫を行いながら取り組んでいる。今後とも、社会が何を求めているのかという視点に立って、他県に負けない宮崎ならではの事業を構築してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、貴重な財源である交付金の確保に、より一層努めるとともに、これまでの事業の検証を行った上で、地方創生に向けた本県ならではの取り組みをしっかりと推進していただくよう要望いたします。

次に、宮崎県公共施設等総合管理計画についてであります。

これは、今後、急速に老朽化が進行する県保有の全ての建物系施設とインフラ施設について、保有・運営・維持の最適化を図り、財政負担の最小化と施設保有効果の最大化の両立を実現するために、施設等の総合的・計画的な管理

について、基本的な方針を示すものであります。

このことについて委員より、「施設の統廃合については、利用率だけで判断すると施設が都市部に集中することが懸念され、また、施設が廃止される市町村からの理解も得られないのではないか」との意見があり、当局より、「公共施設は行政目的達成のための手段として設置しているものであり、この計画はその管理の最適化を図ることを狙いとしている。施設の統廃合については、利用率のみならず、施設の行政目的に主眼を置いた議論を市町村等とも十分に行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、施設の配置等を判断する際には、市町村等との議論を十分に行った上で行うことに加え、用途廃止後の未利用財産の有効活用策についても検討していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第46号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第46号及び第71号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであり

ます。

今回の補正は、一般会計での34億8,400万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,020億4,900万円余となります。

このうち、国の補正予算に伴う貸付事業についてであります。

これは、国の「一億総活躍社会の実現等」に向けた緊急対策のための補正予算に伴うものであり、介護人材、保育人材の確保を目的とした「介護福祉士等養成・確保特別対策事業」及び「保育士修学資金貸付等事業」並びに貧困対策等を目的とした「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の4件が提案されております。

このことについて委員より、「これらの取り組みは、返還免除要件などの制度設計の細部について、いまだ不明確な点が多い。事業の実施に向けて、ニーズを十分に把握した上で、さまざまな媒体を活用した広報・広聴活動を行っていくとともに、その運用に遺漏なきよう、準備を整えていただきたい」との要望がありました。

次に、県立看護大学の法人化移行業務に係る進捗状況についてであります。

県立看護大学は、平成9年の開学以来、本県の看護教育等の中核機関として、県内外の保健、医療等の向上に貢献してきたところであります。

しかしながら、少子化が進行する中、大学を取り巻く環境は全国的に厳しさを増しており、競争力を備え、魅力ある大学として発展していくためには、自主性、自立性を持った機動的な大学運営を行っていくことが必要との考えか

ら、平成29年4月の法人化を目指して、準備を進めているところであります。

このことについて委員より、「今後、議決事項となる法人定款や中期目標等については、十分に議論・検討した上で、議会に対し、内容を報告しながら手続を進めていただきたい」との意見がありました。

また、別の委員より、「地域医療等の充実に貢献し、地域に根差した魅力ある大学運営を実現できるよう、大学改革に誠実に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うものであり、病院事業費用1億6,800万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は306億7,700万円余となります。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第46号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で63億6,600万円余、特別会計で6,000万円余の減額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の

予算額は578億2,300万円余となります。

このうち、地方創生加速化交付金事業についてであります。

このことについて当局より、若者の県内就職・進学を促進するためのフェア開催や、さらなる企業立地促進のための首都圏での企業立地セミナーの開催、また、世界農業遺産を切り口とした旅行商品の造成を図るための現地調査やモニターツアーの実施等、21件の新規事業について説明がありました。

当委員会といたしましては、これらの事業の実施に当たっては、今後予定される地方創生推進交付金でのさらなる事業展開を見据えながら、真の地方創生の実現に向けて、付加価値の高い産業の育成と良質な雇用の場の確保が図られるよう、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で58億8,000万円余の減額、特別会計で1,300万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は650億5,300万円余となります。

このうち、債務負担行為についてであります。

今回の補正予算においては、公共工事を前倒しして発注するためのゼロ国債及びゼロ県債が設定されております。

当委員会といたしましては、ことし1月から試行している「余裕期間を設定した建設工事」等も含めてしっかりとそれらの効果を検証し、来年度以降の公共工事の発注や施工時期の平準化につなげていただくことを要望いたします。

次に、都市計画に関する基本方針の改定につ

いてであります。

このことについて当局より、当方針は平成27年3月から改定に着手しており、人口減少や高齢化への対応として、コンパクトシティー化や各都市の有機的ネットワーク化を進めること等を記載予定であるとの説明がありました。

これに対して委員より、「旧来のまちでは商店街そのものがなくなり、コンパクト化が難しい場合もあるため、交通の便を生かした新たな都市の形成といった観点も必要である。今後の検討において知恵を絞っていただきたい」との要望があり、当局より、「当方針に基づき、各市町村が具体的な都市計画を決めることになるため、今後、市町村の計画策定を支援する中でアドバイスしていきたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第46号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で30億7,800万円余の減額、特別会計で9,600万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は204億5,500万円余となります。

このうち、松くい虫伐倒駆除事業についてであります。

これは、宮崎市の海岸の松林を中心に拡大している松くい虫被害の蔓延を防止するために、被害木の伐倒駆除を行うもので、8,200万円余を増額補正するものです。

このことについて当局より、「昨年度と比較し、県全体で約1.5倍、宮崎市では約3倍の被害が見込まれており、松林を守るためには、伐倒駆除等の地道な活動を続けていくことが必要である。昨年11月に、庁内にプロジェクトチームを設置するとともに、宮崎市やゴルフ場等の複数の関係者による連絡会議等を開催しており、今後も、関係者全員が一体となって対策に取り組んでいきたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「新たな連携体制づくりなど、さまざまな対策に取り組まれていることを評価したい。これ以上、被害が拡大しないように、関係団体等と引き続き連携して取り組み、貴重な海岸の松林の保全に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で49億3,000万円余の減額、特別会計で1,600万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は374億3,600万円余となります。

このうち、新規事業「農で呼び込む移住・U I J ターン促進事業」についてであります。

これは、農業の担い手が減少する中で、都市部から人材を呼び込むために、就農と移住のワンストップ相談窓口の創設や、県立農業大学校での実践研修等を強化するとともに、宮崎で就農する人材の受け皿として、市町村やJAを主体とした新たな雇用の場となる「しごと創生公

社」の設立や、大型量販店等と地域が連携した直営農場の設立、農業法人の「のれん分け」への支援等に取り組むものです。

これに対して委員より、「農業に魅力を感じる都市部の人も多いと聞くが、宮崎で就農してもらうためには、一人一人へのきめ細やかな支援とその受け皿づくりが必要である。モデル地区を選定して事業に取り組むとのことであるが、しっかりと磨き上げて県内全域に広げ、本県農業の担い手の確保・育成に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、第46号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億3,200万円余の減額であり、この結果、補正後の予算額は263億9,700万円余となります。

次に、宮崎市内におけるバスレーン規制の見直し後の状況についてであります。

このことについて委員より、「規制が見直されてから1カ月が経過したが、バスの定時走行や交通渋滞の状況等はどうか」との質疑があり、当局より、「この規制は、バスの利用を促

すことにより、交通総量を抑制して、交通の安全と円滑化を図ることを目的としており、本年2月1日から規制時間等をコンパクト化して徹底を図っている。見直し直後は、渋滞が生じ、多数の戸惑いの声が寄せられたが、日を追って運転手に浸透し、雨天時を除けば、大きな渋滞は見られなくなってきたとあり、バスの定時走行も確保されている。これを徹底することにより、渋滞緩和や交通事故抑止につながるなど、さまざまな効果が期待されることから、今後も交通指導を継続してまいりたい」との答弁がありました。

次に、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、電気事業会計で1,745万円余、工業用水道事業会計で108万円余、地域振興事業会計で1万円余で、いずれも事業費の増額を行うものであります。この結果、各会計ごとの補正後の事業費は、電気事業は44億6,900万円余、工業用水道事業は3億8,800万円余、地域振興事業は2,100万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で20億7,400万円余の減額、育英資金特別会計で2億9,800万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,067億6,900万円余となります。

次に、平成31年度全国高等学校総合体育大会南部九州大会の開催についてであります。

これは、全国高等学校体育連盟による開催基準において、ブロックの輪番が原則とされていることから、平成31年度に本県を含む南部九州4県で開催することとなったものであります。

このことについて委員より、「高校総体の施

設基準はどの程度のものなのか」との質疑があり、当局より、「高校総体の施設基準は、国体のようにハードルが高くないため、平成31年度高校総体においては、基本的に既存施設の活用を考えている」との答弁がありました。

また、このことに関連して複数の委員より、「競技会場の選定等に当たっては、2巡目国体を視野に入れ、市町村や競技団体等と意見を交わすなど、その後の国体へつなげるという視点を持ちながら取り組むことを求める」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) ただいま議題となっております議案第46号、第63号、第71号について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論いたします。

議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」と議案第71号「宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例」については、関連がありますので、あわせて討論いたします。

一般会計補正は、国の補正予算及び公共事業費等の国庫補助決定に伴うことを中心に補正するもので、予算の総額を6,979億6,430万円に補



正しようとするものであります。

また、議案第71号は、国民健康保険の安定運営を図るためとして、基金を創設する条例を制定しようとするものであります。

同意できない問題点の第1は、T P Pに関する予算であります。

重要5品目を聖域として守ることなどを宣言した国会決議をほごにして大筋合意に至り、特に農家や農業団体などから批判が高まるもとで、アメリカを初めT P Pの国会批准が全く定かでないにもかかわらず、T P P対策と銘打って予算化してきました。私は、この行為そのものが二重に三重に誤りだと思えます。同時に、参議院選挙をにらんだ党利党略であると思えます。

今回補正されているT P P関連予算は31億8,100万円であり、そのうち、農林水産分野は28億4,800万円であります。県営畑地総合整備事業、プラスJ E T R Oで攻める輸出拡大産地育成事業、経営体育成支援事業などが具体的な事業であります。もちろん、これらの事業が農業振興の妨げになるものでないことは明らかであります。

しかし、これらの事業の中心に置かれているのは、農業経営の規模拡大であります。規模拡大はこれまでも農業政策の中心に置かれてきましたが、それが今日の結果であります。耕地面積が100倍も1,000倍もあるアメリカやオーストラリアの農業と競争させること自体がどだい誤りであって、日本には日本に合った農業の振興策があるべきであります。T P P対策として規模拡大路線をひたすら追求していくなら、家族的経営はさらに衰退し、農業者が農業から追い出され、法人化となり、それによって、中山間地はさらに放置されることになるでしょう。

本補正予算や28年度当初予算のT P P対策が、一定の幻想を与えることはできたとしても、本県農業のさらなる衰退に歯どめをかけるものとならないことは明らかであります。国会決議を遵守し、T P Pからの撤退を改めて強く求めるとともに、県当局がこの立場に立たれることを求めます。

第2に、国民健康保険助成費において、1億9,240万円を新たに創設される国民健康保険財政安定化基金に積み立てようとしていることあります。

本件は、市町村国保の都道府県化、いわゆる広域化を中心とした国保制度の大改変を平成30年度をめどに行う、その一つとしての補正であり、基金条例の制定であります。

国民健康保険制度をめぐる今日の最大の問題は、低所得者のための保険であるのに、とにかく保険料が高いことにあります。保険料の高騰は当然のごとく滞納を激増させ、それによって財政難となり、再引き上げ、滞納増、財政難のサイクルに落ち込んでいることにあります。国保の広域化によって、この悪循環から抜け出すことができるのか。結論から言って、できないのであります。できないだけでなく、国保加入者も市町村も県も、さらに重荷を背負わされることとなります。

国保税が高過ぎる要因は2つあります。

第1は、国の予算削減にあります。1984年の改定で、医療費の45%であった国庫負担を38.5%に削減したことを皮切りに、国の責任を次々と後退させ、市町村国保の総収入に占める国庫支出金は、1980年度は57.5%であったものを2012年度には22.8%にまで後退させていることあります。

第2は、国保加入者の貧困化であります。国

民皆保険スタート直後の国保世帯主の職業構成は、農林水産業が42.1%、自営業が25.4%でありましたが、2012年には2.8%と14.7%と少数となり、無職者43.4%、被用者35.2%となっております。他の医療保険にない特徴を持つ国民健康保険は、国を初め公的支援がなければ成り立つことのできない保険であります。

広域化によって、県は市町村と並んで保険者となります。国保料は市町村が徴収するなど、基本的実務は市町村が担いますが、給付は県が行うこととなります。最大の改変は、国保財政の元締めを行い、市町村の監督役として強力な権限を持つようになります。

詳しく述べることはできませんが、この広域化によって、住民負担増と給付削減がさらに強まることは避けられません。一般会計からの繰り入れで保険料負担を抑えている市町村は、実際の保険料と標準保険料率との乖離や他市町村との比較で住民への優遇ぶりが際立つようになり、「医療水準が同じなら負担も同じでないと不公平」という非難を受け、繰り入れができなくなり、保険料引き上げを迫られることとなります。保険料の高騰を抑えたければ、給付を抑制せよということになります。この問題は重要な課題でありますので、今後、議論をしていきたいと思っております。

次に、議案第63号について述べます。

本議案は、東京23区から企業の本社機能等の移転や地方の企業の本社機能等の拡充を行う企業に、事業税や不動産取得税、固定資産税の不均一課税、つまり減税を行うというものであります。

我が党は、企業誘致などに反対するものではありません。しかし、地方創生法に基づき総合戦略が閣議決定されましたが、その総合戦略に

「企業の地方拠点強化」による「多様な正社員の普及・拡大の活用によるさらなる正社員化の実現」を明記しております。「多様な正社員化」とは「地域限定正社員」のことであって、限定正社員の普及・拡大は、財界の提案であり、要求であります。国民・県民の税金を投入して、不安定な地域限定社員や非正規雇用を拡大させるようなことを改め、安定した正規雇用こそ求められていると思っております。

以上で討論を終わるものです。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」に、県民連合宮崎を代表し、賛成の立場で討論をいたします。

地方創生関連事業に関してであります。

地方創生加速化交付金は、国の27年度補正予算計上額1,000億円、10分の10が交付される地方にとっては魅力的なものです。期待される効果として、「各自治体が地方版総合戦略の取組の先駆性を高め、レベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など「目に見える地方創生」の実現に寄与」するとなっております。

交付を希望する自治体は、2月上旬までに国に申請しなければならず、限られた期間に先駆的な事業計画を提案し、国の査定をパスしなければならない。担当者の皆さんは大変な御苦労だったと思っております。

しかし、その多くの事業が、一般会計既存事業の組みかえや焼き直し、国主導の事業と思われれます。本来の目的である「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また、「子育て支

援」や「安心につながる社会保障」に貢献するための事業となっているのか。

例えば、総合政策部の「いいね！地方の暮らしフェア」開催事業は、先月に実施した「いいね！地方の暮らしフェア」と全く名称も同じ、事業内容もほぼ同じ内容ながら新規事業となっております。

顕著にあらわれているのが福祉保健部の4件の貸付事業です。介護人材、保育人材の確保を目的とした貸付制度、「介護福祉士等養成・確保特別対策事業」及び「保育士修学資金貸付等事業」と、貧困対策等を目的とした貸付制度、「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の4件の貸付事業です。

一見すると、貧困対策として機を捉えたアイデアだと思わせるところがあります。しかしながら、この国のアイデアは、抜本的な貧困の解決にはつながらないと言わざるを得ません。介護人材、保育人材ともに求人はあるのに、なぜ応募が少ないのか、なぜ離職が繰り返されているのか、そのことに対する抜本的な対策が欠落しています。

安定的な雇用の確保、過酷な労働条件の改善などは置いたまま、児童養護施設から社会に巣立つ子供たちに借金を背負わせてスタートさせる。ひとり親が職業訓練を受ける間の生活はどのように支えるのか。貧困問題を形成する今日の構造的な課題に正面から取り組むものとなっているだろうかと思うところです。

私たちは、地方自治体として、議員として、県民生活をつまびらかにしながら、県民生活をもっと充実させ、豊かにさせるために、日々、執行部と議論を重ねています。今回、地方創生に係る事業も、さまざまな事業提案がありまし

た。それらについて、一つ一つ批判するつもりはありません。

介護や保育、さらには医療などに携わっている皆さん、また、今議会で取り上げられたトラック運転手の人材確保など、その労働条件の向上なくして人材不足の解消は果たせないのではないかと、そのような思いをしている中で、私たちは、国のアイデアをそのままこの地方で展開することが本当に有効であるのかを、しっかり検証・精査する必要があるのではないかと思います。国の補助率10分の10の事業ではありませんが、貴重な税金であります。これらの事業が、真に貧困対策、格差社会解消に有効に活用されることを期待し、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第46号、第63号及び第71号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第46号、第63号及び第71号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第47号から第62号まで、  
第64号から第70号まで及び  
第72号から第76号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第47号から第62号まで、第64号から第70号まで及び第72号から

第76号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第77号追加上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第77号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第77号を上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 それでは、ただいま提案いたしました議案第77号について御説明申し上げます。

議案第77号は、現在教育長を務めています教育委員会委員飛田洋氏が平成28年3月31日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新たに教育長として四本孝氏を任命いたしたく、県議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日から15日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、16日午前10時開会、平成28年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時43分散会

3月16日（水）

# 平成 28 年 3 月 16 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

|      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (愛みやざき)         |
| 2 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 3 番  | 来 住 一 人   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (県民連合宮崎)        |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 同 )           |
| 6 番  | 右 松 隆 央   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 7 番  | 二 見 康 之   | ( 同 )           |
| 8 番  | 清 山 知 憲   | ( 同 )           |
| 9 番  | 島 田 俊 光   | ( 同 )           |
| 10 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )           |
| 11 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )           |
| 12 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )           |
| 13 番 | 星 原 透     | ( 同 )           |
| 14 番 | 西 村 賢     | (無所属の会)         |
| 15 番 | 凶 師 博 規   | (愛みやざき)         |
| 16 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (県民連合宮崎)        |
| 19 番 | 高 橋 透     | ( 同 )           |
| 20 番 | 中 野 一 則   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 21 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )           |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )           |
| 24 番 | 黒 木 正 一   | ( 同 )           |
| 25 番 | 松 村 悟 郎   | ( 同 )           |
| 26 番 | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )           |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫   | (無所属クラブ)        |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 太 田 清 海   | (県民連合宮崎)        |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )           |
| 31 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 33 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )           |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )           |
| 35 番 | 外 山 衛     | ( 同 )           |
| 36 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )           |
| 37 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )           |
| 38 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )           |
| 39 番 | 中 野 廣 明   | ( 同 )           |

## 地方自治法第 121 条による出席者

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 稲 用 博 美   |
| 副 知 事           | 内 田 欽 也   |
| 総 合 政 策 部 長     | 茂 雄 二     |
| 総 務 部 長         | 成 合 修     |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 金 丸 政 保   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 桑 山 秀 彦   |
| 環 境 森 林 部 長     | 大 坪 篤 史   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 永 山 英 也   |
| 農 政 水 産 部 長     | 郡 司 行 敏   |
| 県 土 整 備 部 長     | 凶 師 雄 一   |
| 会 計 管 理 者       | 舟 田 美 揮 子 |
| 企 業 局 長         | 四 本 孝 一   |
| 病 院 局 長         | 渡 邊 亮 一   |
| 財 政 課 長         | 阪 本 典 弘   |
| 教 育 委 員 長       | 島 原 俊 英   |
| 教 育 長           | 飛 田 洋     |
| 公 安 委 員 長       | 山 崎 殖 章   |
| 警 察 本 部 長       | 野 口 泰     |
| 代 表 監 査 委 員     | 高 橋 博     |
| 人 事 委 員 長       | 村 社 秀 継   |

## 事務局職員出席者

|               |           |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長       | 日 隈 俊 郎   |
| 事 務 局 次 長     | 奥 野 信 利   |
| 議 事 課 長       | 亀 澤 保 彦   |
| 議 事 課 長 補 佐   | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 担 当 主 幹   | 松 吉 浩     |
| 議 事 課 主 査     | 松 本 英 治   |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 英 征 明 |

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第45号まで及び請願）

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成28年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第45号までの各号議案、請願第3号、第5の1号及び第6号から第13号までの各号請願を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕（拍手） 総務政策常任委員会の審査内容について御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成28年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成28年度一般会計の予算規模は5,820億7,200万円で、口蹄疫対策転貸債等償還金を除いた前年度6月補正後の予算と比較して、42億2,000万円、0.7%の増となっております。また、特別会計については9.5%の減、公営企業会計については3.8%の減となって

おります。

当初予算の特徴としましては、第四期財政改革推進計画を着実に実行しながら、選択と集中の理念のもと、人口減少問題や地域経済の活性化、県民の安全・安心の確保などの課題に的確に対応する施策の積極的な推進を図る「躍動する『みやざき新時代』予算」として編成されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が、地方消費税や個人県民税の増等により前年度と比較して5.6%の増、地方消費税清算金は、地方消費税の増により10.4%の増、繰入金、財政関係2基金からの繰り入れの減等により13.8%の減となっております。また、依存財源については、地方交付税が1.0%の増、臨時財政対策債が16.0%の減となっており、それらを合計した実質的な地方交付税額は1.4%の減となっております。

なお、県債残高については、平成28年度末で8,771億円程度となり、今年度末と比較して200億円程度の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高については、4,967億円程度となり、206億円程度の減となる見込みであります。

一方、歳出では、引き続き社会保障関係費が増加する中、第四期財政改革推進計画を踏まえ、総人件費の伸びの抑制や投資的経費の重点化、事務事業の徹底した見直しなどに取り組むとともに、地方創生に向けた取り組みの加速化や県民の安全・安心の確保に向けた取り組みなどを積極的に推進する観点から、引き続き、特別枠として総額63.8億円が措置されております。

収支不足額については、前年度と比較して圧縮したものの、社会保障関係費が増加した影響等により209億円程度となっており、基金の取り

崩しにより対応した結果、財源調整のための財政関係2基金の平成28年度末残高は260億円程度となる見込みであります。

このうち県債残高について委員より、「財政健全化を判断する材料として、県債残高はどの程度まで圧縮していけば健全と言えるのか」との質疑があり、当局より、「平成28年度においては、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高が5,000億円を切る見込みとなっており、当初予算の規模を下回り、また全国的に見てもかなり少ない額である。その意味では健全な状況であり、財政改革の一定の成果が出てきているのではないかと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「手がたい財政運営は評価するものの、本県が地方創生のトップランナーを目指すのであれば、本県の現状を踏まえ、より積極的な財政面での対応が必要ではないか」との意見や、「引き続き財政改革に取り組んでいくとのことであるが、県民に痛みを強いることになるので、その目指すべきところを示して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、総合政策部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ127億4,900万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して2.8%の減となっております。

このうち、地域づくり人材育成・ネットワーク化事業についてであります。

この事業では、各市町村が導入している地域おこし協力隊についても、地域活性化人材として活躍し、任期終了後に円滑に定着できるよう、研修やネットワーク化を図ることとしてい

ます。

このことについて委員より、任期終了後の定着状況について質疑があり、当局より、「これまで18名が任期終了し、そのうち10名が県内に定住されているが、現在任期中の方々については、全員が定住していただけることを目標にサポートしてまいりたい」との答弁がありました。

次に、総務部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ2,575億9,400万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して45.1%の減となっております。

このうち、県有財産利活用強化促進事業についてであります。

このことについて委員より、「売却が進まない未利用財産については、毎年その維持管理経費が発生することから、経費抑制の面からも、これまでの売却のみの手法を一考し、違った形での活用策の検討も必要ではないか」との意見があり、当局より、「この事業においては、各種広告媒体や民間のノウハウを活用し、未利用財産の売却を進め、可能な限り未利用財産の縮小に努めていくこととしているが、売却が進まず未利用状態が長期化している財産については、県民サービスにつながるような活用の仕方も検討する必要があると考えている」との答弁がありました。

当委員会としましては、社会情勢の変化を踏まえ、未利用状態が長期化している財産等について、県民サービスにつながる活用策を調査・検討していただくことを要望いたします。

次に、包括外部監査契約の締結についてであります。



包括外部監査制度は、地方分権を推進し、地方自治体の自立を促す趣旨から、平成11年度に導入され、17年が経過しております。

このことについて当局より、「地方自治法では、包括外部監査人として契約できるものは、弁護士、公認会計士、税理士等と規定されているが、現在、財務に主眼を置いた監査を行っていることに鑑み、地方自治に見識がある方を公認会計士団体から推薦いただいた上で選定している」との説明がありました。

これに対して委員より、「監査結果がいかにかに県政に反映されるかが重要であることから、これまでの財務監査と違った視点も必要ではないかと考える。これまでの外部監査を総括し、学ぶべき点をどう今後に生かしていくかを検討すべきではないか」との意見がありました。

当委員会としましては、多様な視点での監査が実施されるよう、監査人選定のあり方について検討していただくよう要望いたします。

次に、平成28年度組織改正案の報告についてであります。

このことについては、総務部から当委員会に対し、主な改正の概要説明がなされたところですが、該当部局を所管する委員会においては、その説明がなかったとのことであります。各委員会の審査においては、所管部局の組織体制を把握した上で行うことがより効果的であることから、今後は、組織改正がなされる部局を所管する委員会に対しても、その内容を報告していただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱

いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外10件及び新規請願3件の計14件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び請願第9号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ1,044億4,300万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して0.5%の増となっております。

このうち、人口減少問題に対する子育て支援についてであります。

平成28年度当初予算の編成に当たりましては、人口減少問題に積極的に取り組むため、「みやざき創生始動プロジェクト」を中心に重点的な措置を講じることとされており、その重点施策の一つとして、「子育ての希望を叶える県づくり」を掲げておられます。

このことについて委員より、「人口減少社会において、当面は人口を100万人超、平成72年には80万人超を維持したいという長期的な目標が

ある中で、来年度の子育て支援策は、その第一歩として見合っているのか」との質疑があり、当局より、「こども政策局としては、新規・改善事業だけでも15件を提案しており、保育の量と質の拡充に向けた子育て支援のさらなる充実や、里親委託の促進を初めとする家庭的養護の推進など、各種支援策をもって取り組んでまいりたい。なお、福祉保健部としては、子育て支援を中心に取り組むこととなるが、出生率向上については、仕事と家庭の両立支援に向けた企業等の機運情勢など、結婚から妊娠・出産、子育てをしやすい環境づくりのほか、雇用の確保なども必要となるので、関係部局と連携しながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、民生委員一斉改選事務事業についてであります。

このことについて委員より、「来年度は民生委員の一斉改選期に当たる。近年、なり手不足に悩む声を聞くが、どのように対応されるのか」との質疑があり、当局より、「民生委員児童委員協議会との意見交換の中では、推薦方法の見直しができないかとの意見が出ている。また、公務員の退職者への意識啓発も効果的な手法ではないかと考えている」との答弁がありました。

このことについて委員より、「民生委員は地域福祉の重要な担い手であるので、市町村と十分に連携し、その確保に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、生活困窮者への支援についてであります。

このことについて委員より、「生活困窮者自立相談支援事業の中で、潜在的な生活困窮者を把握して対応するとあるが、現実にはなかなか

難しいのではないかと考える。その間に、生活が徐々に追い詰められていくことも予想されるので、生活困窮者に対しては、自立支援と生活保護の両方を念頭に置きながら、市町村との緊密な連携のもと、その対応に当たっていただきたい」との要望がありました。

次に、在宅介護に対する支援についてであります。

このことについて委員より、「国が在宅介護を推進していく流れの中では、介護を行う家族に対する支援を充実すべきと考える。2025年問題は待たなしの状況にあり、認知症患者の増加や老老介護といった看過できない問題も懸念される。高齢化社会に対応できる環境整備を進めていく観点からも、在宅介護に対する支援のあり方を絶えず議論していただきたい」との要望がありました。

次に、県立こども療育センターのあり方についてであります。

このことについて委員より、「施設の機能のあり方について、抜本的に再検討すべきではないか」との質疑があり、当局より、「当センターは、肢体不自由児施設として開設されたものだが、障がい福祉を取り巻く環境等の変化に対応して、現在では、身体以外の分野についても役割を担っている。施設機能については、他県の状況も調査し、時代のニーズに合ったあり方を検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計当初予算の収益的収支は、収益309億7,500万円余、費用309億2,300万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は、5,200万円余の黒字であり

ますが、前年度6月補正後の予算と比較して3億1,700万円余の減となっております。

これは、診療報酬の減額改定が予定されている中、収益の伸びが期待できない一方で、職員の給与改定による給与費の増加や、高額な薬品を使用する外来患者の増等による材料費の増加が主な要因であります。

次に、県立病院の看護師確保についてであります。

このことについて委員より、今年度の退職見込み者数について質疑があり、当局より、「61名であり、そのうち半数以上は20歳代から30歳代である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「退職には結婚等さまざまな事情があると考えるが、早期退職が多い現状が見られるので、採用計画はこれを踏まえたものとし、医療サービスの提供に支障のないよう十分な人員の確保に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、「医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第7号に基づくものであります。社会保険診療等は消費税非課税であるため、医療機関等は医薬品などの仕入れに対して支払った消費税を控除できず、その仕入れにかかった消費税相当額分は診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっております。しかしながら、消費税上乗せ分の補填が十分でないことなどから、消費税負担が経営を圧迫しており、とりわけ多額の設備投資などを行っている医療機関等の消費税問題が深刻となっております。

このようなことから、国に対して、国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的解決を図るよう、

強く要望するものであります。

次に、「知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第8号に基づくものであります。知的障がい者は、生涯を通して24時間切れ目のない支援と見守りが必要であります。障害者総合支援法では入所施設の給付費が昼夜で異なっており、支援の質の低下等を招くおそれがあります。また、障害福祉サービスの利用が障害支援区分によって制限されているため、知的障がい者の暮らし方まで制限する状況をつくっております。

このようなことから、国に対して、知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実について必要な措置を講じるよう、強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、これらの意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお取り扱いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外11件であります。慎

重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて429億8,700万円余であり、口蹄疫復興中小企業応援ファンドの返還金等があった前年度6月補正後の予算と比較して33%の減となっております。

このうち、新規事業「産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業」についてであります。

このことについて委員より、「産業振興機構内に事務局やコーディネーターが新設されるが、既に設置されているコーディネーター等の役割はどうなるのか」との質疑があり、当局より、「新設する事務局を中心に、既存のコーディネーター等の人材やそれぞれの支援機関が持つ情報、ノウハウを結集し、企業の発掘・選定・支援を集中的に行っていく予定である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「地方創生の実現に向けて宮崎の総合力が試される。しっかりと取り組んでいただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、これまで以上に関係機関との連携を密にし、地域経済を牽引する企業の育成や小規模企業に対するきめ細かな支援に取り組むことで、県全体の産業の底上げを図るとともに、将来的には、さらなる技術力の向上につながるような事業展開についても検討していただくよう要望いたします。

次に、新規事業「さあ、みやざきで働こう！高校生県内就職促進事業」についてであります。

これは、高校生の県内就職を促進するため、これまで以上に学校と企業との接点を強化し、地元企業を知る機会の提供やキャリア教育支援に取り組むことにより、本県の産業発展を担う人材の確保・育成を図るものであります。

このことについて委員より、「学校と企業の距離を縮めていくためには、双方が主体性を持って取り組んでいくことが何よりも重要であることから、県においては、学校や企業が円滑に連携をとれるような仕組みづくりをしっかりとサポートしていただきたい」との要望がありました。

次に、記紀編さん1300年記念事業についてであります。

このことについて当局より、神話や歴史に関心の高い層をターゲットにした首都圏での講座開催、幅広い層を対象に興味や関心度を高めるためのパンフレット作成やキャンペーンの実施、東京オリンピック・パラリンピックに向けたPRなど、さまざまな事業について説明がありました。

これに関して委員より、オリンピック開会式での天岩戸開き神話の採用に向けた関係者への働きかけについて質疑があり、当局より、「平成26年度から、パンフレットを活用して、オリンピック組織委員会や関係省庁等に対し、提案・要望を行っており、現時点では、開会式セレモニー自体の形が見えていない状況ではあるが、さまざまな関係者に関心は持っていただけている。今後も具体的な形での提案・要望活動を一步一步進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、それぞれの事業がうまく相乗効果を発揮できるよう工夫するとともに、県単独での活動に加え、他県と連携した情報発信を行うなど、記念事業の最終年である2020年に向け、広い視野を持って事業を進めいただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて714億6,700万円であり、前年度6月補正後の予算と比較して0.9%の増となっております。

このうち、新規事業「県民と築く「美しい宮崎づくり」沿道修景美化モデル事業」についてであります。

これは、事業の構想から実施に至る各段階において、県民等の視点や創意工夫を取り入れたモデル事業を行うことにより、地域ごとの個性を生かした「美しい宮崎づくり」の実現を図るものであります。

このことについて複数の委員より、「当事業は平成28年度のみ事業となっているが、その後の事業展開についてはどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「今回の事業は、県民との協働による「美しい宮崎づくり」をさらに進めるために、その先駆けとして取り組むものである。今後、県全体における沿道修景美化のあり方の見直しや県土美化条例の制定などを進めていく中で、今回のモデル事業をそれらの枠組みの一つとして組み込み、県下全域に展開できるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、沿道修景美化の推進は、本県の観光振興の観点からも非常に重要であることから、引き続き、美しい県土づく

りに向けた県民意識の醸成を図りながら、県民参加による良好な道路景観の創出・保全に努めていただくよう要望いたします。

次に、新規事業「ふるさとみやぎき土木の魅力発信事業」についてであります。

この事業は、ストック効果事例集の作成や小中学生等を対象とした土木の魅力発信PRイベントの実施により、若者を初め広く県民の理解を深め、将来の担い手確保や社会資本の計画的かつ効率的な維持・整備体制の構築を図るものであります。

このことについて委員より、「小さいころから土木について知ってもらうことは、将来の技術者確保のために効果的であることから、教育委員会等との連携を密にし、事業のPRや募集の仕方について知恵を絞って取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「事例集については、できる限り地域への経済効果等に関する数値を記載するなど、インフラ整備の効果をわかりやすく伝えられるような資料の作成に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、公共港湾建設事業に伴う市町村負担金徴収についてであります。

このことについて委員より、「細島港の港湾整備においては、現在、日向市のみが事業費の1割を負担することになっているが、港湾計画が改定され、今後はさらなる事業費の増大が想定される。細島港整備により利益がもたらされるのは日向市だけではないので、そのような点も考慮しながら、将来の市町村負担金のあり方について検討を進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治

法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて230億4,200万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して0.1%の増となっております。

このうち、山間地域不法投棄監視パトロール強化事業についてであります。

これは、不法投棄を防止するために、山間地域の高千穂町など6町村において、地域ごとに情報連絡会議を開催して対策を検討するとともに、森林組合に監視パトロールを委託するものです。

このことについて当局より、「住民の目が届きにくい山間地域のパトロールを、地域に精通した森林組合に委託するという全国初の取り組みにより、不法投棄防止を強化することができる」との説明があり、これに対して委員より、「今後も市町村や関係団体と連携して効果的な

手法を検討し、景観維持や環境保全に向けたよい流れが生まれるように取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、有害鳥獣捕獲等対策についてであります。

このことについて当局より、「国の事業を活用して県がみずから捕獲を行うなどの対策を新たに進めるとともに、鳥獣の適正管理に向けた人材育成やジビエとしての利用を進めるなど、捕獲がビジネスとして成り立つよう取り組んでいきたい」との説明があり、これに対して委員より、「捕獲活動への助成や研修などさまざまな対策を進めているものの、依然として被害は深刻であり、今後も関係部局で連携して積極的な取り組みをお願いしたい」との要望がありました。

次に、県産材海外輸出トライアル推進事業についてであります。

このことについて委員より、県産材の輸出促進への取り組みについて質疑があり、当局より、「現在、県産材と技術をパッケージにした材工一体の普及に取り組んでおり、海外の大学から研修開催の依頼があるなど、順調に進んでいるところである。今回の事業では、新たに研修プログラムの開発や建築マニュアルを作成することとしており、これにより海外における県産材の需要拡大を図りたい」との答弁がありました。

これに関連して別の委員より、オリンピック・パラリンピック東京大会での県産材活用に向けた取り組みについて質疑があり、当局より、「日本一の杉生産量や豊富な森林認証材、木材利用技術センターの技術開発力などの本県の魅力をアピールする冊子を作成し、国や関係機関に県産材の活用を積極的に要望している」との

答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後も国内外での県産材の需要拡大を図り、杉素材生産量25年連続日本一の記念の年となる平成28年度におけるさらなる飛躍を期待し、本県木材産業の振興に引き続き取り組まれるよう要望いたします。

次に、農政水産部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて453億7,800万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して8.2%の増となっております。

このうち、農地中間管理機構支援事業についてであります。

このことについて委員より、農地集積の状況について質疑があり、当局より、「平成27年度の取扱面積は約1,900ヘクタールで、目標の3,000ヘクタールには届かなかった。市町村やJA等と連携し、地域の話し合いを進め、取り組みを強化していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「取り組みを進める上でさまざまな課題があることは理解しているが、農地を集積し生産性を向上させることは、本県農業の発展に欠かせないものである。今後も関係機関等と連携を強めるとともに、集積後の産地づくりを見据えながら事業に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「海の天気図」でつくる新しい漁業創生事業」についてであります。

これは、水温や潮目などの海況情報を漁業者に提供するシステムである「海の天気図」の情報を充実するとともに、このシステムを活用して計画的操業を図り、収益性の高い新たな漁業経営モデルをつくるものです。

このことについて委員より、「『海の天気図』は、本県漁業の最前線で奮闘する水産試験場が開発した、宮崎オリジナルのものである。今後も、職員の知恵と工夫と新たな発想力で、本県水産業が抱える収益性の向上や担い手育成などのさまざまな課題に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「全共3連覇を目指す『チーム宮崎』体制確立事業」についてであります。

このことについて当局より、「平成29年に開催される全国和牛能力共進会の3連覇に向け、出品候補牛ブラッシュアップ対策として、雌子牛の導入に初の支援を行うほか、チーム巡回調査指導を行うなど、日本一の努力と準備を進めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「宮崎牛の販路拡大や生産者の意欲向上に向け、ぜひ3連覇を達成していただきたい。TPP合意による大きな環境変化が想定される中、畜産基盤の強化等に向けてさまざまな事業が行われることとなるが、これを機会にしっかりとした体制を整え、宮崎の畜産の未来を見据えて取り組んでいただきたい」との要望があり、当局より、「畜産業を初め、本県の農水産業は大きな転換期にあるが、将来に恥じることはないように、生産者や関係団体と力を合わせて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、世界農業遺産里山コミュニティ創出事業についてであります。

これは、世界農業遺産の認定を受けた高千穂郷・椎葉山地域における、伝統的な農法や神楽などの文化の保全・継承活動や、地域活性化への取り組みを支援するものであります。

当委員会といたしましては、昨年12月の認定で認められた地域の価値を守り高める、息の長

い取り組みの第一歩として、よりよい遺産を未来に引き継いでいただけるように、地域とともに取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外9件及び新規請願4件の計14件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第10号、第11号、第12号及び第13号については賛成少数により、決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は一般会計271億4,900万円余であり、前年度6月補正後の予算と比較して0.8%の増となっております。

このうち、新規事業「警察航空機(ひむか)性能強化整備事業」についてであります。

この事業は、警察航空機(ひむか)のエンジン内部に火山灰を構成する物質である二酸化ケイ素が付着堆積することにより性能が低下するため、異物を除去するためのフィルターを整備

するものであります。なお、警察航空機については、警察庁が国費で調達し、本県に配備されております。

このことについて複数の委員より、「本県の地域性を考慮せずに調達した警察庁に責任があると考え、警察庁に費用の全額負担を求めることはできないのか」との質疑があり、当局より、「維持費は警察庁と県が折半することになっており、全額負担を求めることはできない。当委員会で指摘されたことは警察庁にしっかりと伝え、次の更新時には地域性を十分に考慮した機種を配備するよう要請する」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、2月補正のエンジン交換費用と合わせると多額の支出となることから、次の警察航空機の更新時においては、本県の地域性を十分に把握し、必要な装備等について検討を重ねた上で、事前に警察庁としっかりと協議することを強く要望します。

次に、企業局の平成28年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益50億8,100万円余、事業費47億9,600万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は2億8,400万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益4億円余、事業費3億8,700万円余で、収支残は1,300万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,700万円余、事業費2,500万円余で、収支残は200万円余であります。

このうち、新規事業「企業局地域貢献事業」についてであります。

この事業は、公営企業会計における地方振興



積立金を原資として繰り出しを行い、一般会計において設置する「県営電気事業みやざき創生基金」の財源として活用することにより、企業局の地域貢献に資する取り組みを拡充するものであります。

このことについて委員より、「電力システム改革の進展など、状況の変化に的確に対応しながら、健全経営の維持に努め、今後とも県民福祉の増進に貢献してほしい」との要望がありました。

次に、教育委員会の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,087億6,900万円余であり、前年度6月補正後の予算と比較して0.2%の増となっております。

このうち、新規事業「めざせ全国制覇！甲子園優勝サポート事業」についてであります。

このことについて複数の委員より、「事業の進捗次第では、次年度以降も事業を継続するとともに、予算のさらなる充実を図るなど、甲子園優勝をなし遂げるまで取り組みを続けるべきである」との意見がありました。

次に、新規事業「子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業」についてであります。

このことについて委員より、「市町村教育委員会の事務局規模はさまざまであるが、学力向上の取り組みに差が生じる懸念はないのか」との質疑があり、当局より、「当事業により市町村ごとの支援チームを新設し、きめ細やかな支援ができる体制を構築することとしている。地域が抱える課題等に応じて柔軟に対応し、学力向上の取り組みを支援してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「どの地域においても教育の機会等がひとしく確保されるよう、教員の配置に当たっては、教員の地域別年齢構成の偏り等に十分注意しながら、各地域の教育のかなめである市町村教育委員会と一体となって学力向上に取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、改善事業「スクールソーシャルワーカー活用事業」についてであります。

このことについて委員より、「スクールソーシャルワーカーの配置人数の増員及び総稼働日数の拡充は評価できる。効果的な事業とするために、各学校やスクールサポーターなどとの連携を密にして取り組んでほしい」との要望がありました。

また、このことに関連し別の委員より、「いじめや暴力行為等の諸課題については、校長のリーダーシップのもとに全教職員が一致協力して指導に取り組むことが重要であるため、その体制整備を進めるべきである」との意見がありました。

次に、検定申請中教科用図書の閲覧に関する調査報告についてであります。

これは、教科書会社が検定申請中教科用図書を教員等に閲覧させていた問題に関して、本県における閲覧状況等の報告があったものです。

このことについて当局より、文部科学省から提供された情報に基づき調査を行った結果、閲覧の事実を確認できた人数は35名であったが、全ての事例において教科書採択への影響はなかったと判断したこと、また、全市町村の教育長及び県立学校長に対して、教職員を初めとする学校関係者に再度指導を徹底するよう通知したことなどの報告がありました。

当委員会といたしましては、教科書採択への

信頼は、学校教育において欠くことのできない重要な要素であることから、教科書採択において公平性、透明性が確保されるよう、再発防止に徹底して取り組むことを強く要望します。

次に、教職員及び警察職員の不祥事についてであります。

教職員や警察職員の不祥事は、組織全体の信頼を大きく損ない、ひいては教育環境や治安の悪化につながりかねない重大な問題であることから、当委員会といたしましては、職員がこの現状を真摯に受けとめ、公務員として求められる高い使命感や倫理観を持って職責を全うするとともに、組織を挙げて、不祥事の根絶へ向け全力で取り組むことを強く要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] 私は日本共産党を代表して、ただいま議題となっております諸議案中、議案第1号、第31号、第39号、第40号及び

第41号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計予算」について述べたいと思います。

安倍内閣が進めてきた経済政策「アベノミクス」の害悪が、この3年間で実に明白になってきております。大企業のもうけをふやせば、それが国民に滴り落ちて経済全体がよくなるという、典型的なトリクルダウン政策であります。大企業の利益は急増し、株の配当と内部留保は増大しましたが、国民に滴り落ちることなく、経済の好循環もつくられておらず、明らかに破綻いたしております。そして、消費税8%への引き上げ、社会保障予算の削減が強行されてきました。

政府の本年度予算案は、来年4月の消費税10%への増税を前提とした上、社会保障改悪などによる負担の押しつけを行う一方で、TPPの推進や大企業への減税のばらまき、軍事費を突出させ、戦争への道を進めるという極めて反国民的な予算となっております。地方自治体が、国民生活破壊の下請機関になるのか、それとも住民の要求を基本に住民を守る防波堤となるかが問われていると思います。

平成28年度宮崎県一般会計予算は、歳入歳出それぞれ5,820億7,200万円に定めようとするものであります。予算の全体は、県民の命と暮らしを守り、教育・文化と地場産業の振興及び県土の保全等に欠くことのできないものとなっております。同時に幾つかの問題点を含んでおり、同意できないものであります。

第1に、地方自治体としての制約はあるものの、国の言いなりになって、県民の暮らしを後退させるものが含まれていることであります。

国民健康保険安定化基金及び地域医療介護総

合確保基金への積み立て、また、生活保護費が約1億1,000万円減額されております。

国民健康保険安定化基金とその背景にある国保の広域化についての問題点については、さきの議案第46号の討論で述べたとおりであり、あえて繰り返しません。高過ぎて払うに払えない国保について、県として法定外の支出を行い、軽減に努力すべきであります。

また、地域医療介護総合確保基金事業は医療介護総合確保推進法に基づくものでありますが、ここには入院ベッド削減や介護抑制を本格化させる内容を含んでおり、保険料や利用料の負担を増大させ、病院から施設へ、施設から在宅へと流れをつくり出すものとなります。昨年4月1日時点で、特養ホームへの入所の配慮が特に必要な在宅の要介護度4以上の重度の方が702名に上り、施設の拡大・拡充が求められております。

生活保護は、人としての尊厳を守る最後のよりどころであります。今日の経済社会状況から鑑みて、大幅な予算削減は到底、容認できるものではありません。

T P Pへの対応関連事業予算として143億1,600万円計上されております。T P Pに対する我が党の立場は幾度も議論いたしておりますので、繰り返しません。攻めの農林水産業への転換がよく叫ばれ、その一つとして農林水産物、食品の輸出が前面に押し出されております。農林水産省は、昨年1月から11月までの輸出が過去最高の6,690億円に達したと発表しております。しかし、そのうち30%は、みそ・しょうゆなどの加工食品であり、米や青果物、牛肉などの農産物はわずか9.3%にすぎません。しかも、みそ・しょうゆなどの原料は外国産であり、こうした加工食品の輸出を幾ら伸ばしても

農家の所得向上に結びつかないことは明らかであることを述べておきたいと思っております。

第2に、県民の切実な要求に応えようとしないうものになっていることであります。

「躍動する『みやざき新時代』予算」と名づけられ、その重点施策として「子育ての希望を叶える県づくり」が挙げられております。具体的事業としては、34事業が組まれております。どの事業も大変重要な事業であります。子育ての希望をかなえる上で今日最も求められているのは、子供の医療費助成事業の拡大であります。地方創生先行型交付金を活用して子供医療費助成を拡充した範囲については、国保の国庫負担金の減額ペナルティーは行わないことを昨年12月15日に通知いたしております。また、群馬を初め多くの県が拡大しており、本県においても拡大・充実を行うことを強く求めるものであります。

子育てに限らず、暮らしの安定を図る上で雇用を守ることは第一義的に重要であると思っております。この課題との関係で、一言述べておきたいと思っております。企業立地促進補助金が11億円計上されております。また、予算にはあらわれておりませんが、誘致企業に対する不動産取得税の免除が行われます。我が党は、企業誘致は当然のことながら大いに進めるべきものと思っております。企業誘致の最大の目的の一つが雇用の拡大であろうと思っております。税を免除し、補助金を交付し、誘致した企業の雇用の内容がいかようなものになっているかは、注視すべきものと思っております。雇用されている多くの方々が非正規雇用ではないかと思われま。以前伺ったところ、県は雇用の内容は調査していないということでありました。ぜひとも調査し、良質の雇用となるよう対策を打たれるよう要望するものであり

ます。

議案第31号について述べます。本議案の問題点は、農地の転用許可権限を市町村に帰属させることによって、地元の地権者や進出企業の開発の意向に引きずられて農地の壊廃は一層進み、食料生産及び農村基盤が大きく損なわれることになるものであります。

議案第39号、40号、41号は、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行に伴う市町村負担金の徴収を行うものであります。本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って執行することが当然であって、したがって、負担金を徴収すべきでないと考えられるものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次に、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 前屋敷恵美でございます。

日本共産党を代表して、請願についての委員長報告に対し、請願第9号の採択及び請願第10号から13号の不採択について、反対の立場から討論を行います。

まず、請願第9号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願についてです。

本請願では、最近起きている少年の重大事件を例に、青少年の荒廃が深刻な事態にあるとして、その原因を家庭の崩壊や倫理・道徳教育を排した学校に問題があるとしています。果たしてそうでしょうか。政府の国会答弁でも明らかかなように、少年事件は2004年から毎年減少しているのが実態です。事件の現象や結果だけを見て、家庭や学校にその主たる原因、責任があるとしている点は問題だと思います。非行の背景や要因を明らかにすることなしに問題を解決

することはできません。なぜ家庭崩壊が起き、子供の貧困が社会的問題になっているのか、なぜ子供たちの安心・安全を守るべき学校現場、子供たちの人格形成を培う学校現場でいじめや不登校などが起きるのか、教師がしっかり子供たち一人一人に向き合える状況がつけられているのか、今こそ真剣に考えるべきです。

また、本請願では、家庭の問題が強調され、家庭の価値を基本理念に据えた法の整備を求めています。もちろん、家庭の役割を否定するものではありませんが、青少年を取り巻く問題は、家庭の役割だけで解消できるものでも、法律や規則で縛れば解決できるというものでもありません。今日、家庭そのものが、雇用破壊や長時間過密労働で家族そろっての夕食や団らんなど家族のコミュニケーションを奪われています。日本社会が直面している政治や経済での相次ぐ腐敗、不正事件が、健全な社会道徳を軽視する風潮を生み出し、重大で衝撃的な少年犯罪やいじめなどが起きる要因になっているのでしょうか。

国連・子どもの権利委員会は、日本政府への勧告の中で、「極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子供が発達のゆがみにさらされている」と、厳しい批判を寄せています。国や地方自治体、社会が取り組まなければならない課題は、青少年を憲法・教育基本法に基づく社会の一員として尊重すること。その中でこそ、自分や他人を大切にし、社会のルールを尊重する主権者として成長できるのです。そして、何より子供たちの豊かな学びのための教育環境を整えることです。こうしたことを徹底してこそ、非行や犯罪を減少させ、子供たちの健やかな成長を保障することになるのではないのでしょうか。よって、「青少年健全育成基本法

の制定」を求める意見書提出に関する請願」の採択に強く反対するものです。

次に、不採択とされた請願第10号「公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願」、第11号「正規教職員の増員を求める請願」、第12号「小・中・高の35人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願」及び第13号「義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」について採択を求めるものです。

この教育関連の新規請願は、いずれも子供たちの健やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や教育費の父母負担の軽減等を求めるものです。

まず、高校授業料の不徴収の復活、学費の無償化についてです。

2014年、政府は、所得制限を導入した高等学校等就学支援金制度を実施し、高校授業料の無償化制をやめました。当時の文科省の試算で、22%もの高校生が就学支援金支給の対象外となることを明らかにしましたが、格差社会の広がりの中で子供の貧困が深刻さを増し、貧困世帯はこの20年間で2.5倍にふえ、子育て世帯の貧困率は全国平均13.8%、その中で宮崎県は19.5%と高く、全国第6位に達しています。教育格差をなくし、全ての子供たちの教育を受ける権利を保障することや、教育費の父母負担の軽減は、政治の役割であり、豊かな経済力を持つ日本が、OECD加盟国並みに教育費の公的財政支出をふやすことは十分可能であり、また、やらなければならないことです。高校授業料無償化の復活を早急に求めることが必要ではないでしょうか。

また、正規教職員の増員を求めることも重要です。

いじめ問題や学級崩壊、不登校、児童虐待、インクルーシブ教育の構築など、子供たちを取り巻く課題は山積し、早急な対応が求められています。一方、教職員の精神疾患による休職や退職がふえ、学校運営や児童生徒への影響も深刻であることは、請願者のリアルな報告から学校現場の困難な状況が理解できます。障がいのある子供たちも、ともに安心して学ぶ教育条件を整えるためにも、正規教職員の増員、そして障がいの多様性に応じた人員配置を行うことは、重要かつ喫緊の課題として受けとめ、対応が求められていると思います。

次に、小・中・高の35人以下学級等の実現についてです。

現在、小学校と中学校の1年生は35人以下学級が実施され、小学校2年生は国の加配措置で35人学級が実施されていますが、それ以降は40人学級です。少人数学級での学習効果が高く評価される一方、小学校3年生、中学校2年生になるとき、人数がふえるときに生じるさまざまな困難が報告されています。

県内では、えびの市が独自に小中学校の全学年で30人学級を実施しており、全国でも秋田県は、これまで県独自に実施していた少人数学習推進事業の30人程度学級をさらに拡充して、新年度からは小中学校の全学年で実施することを明らかにしています。同県では、少人数学習でのきめ細やかな教育による学力の向上と不登校児童の減少に効果を上げていると、実績が語られています。行き届いた教育のために少人数学級が有効であることは、誰もが一致する認識です。しかし、地方自治体任せでは限界があります。県の努力はもちろんのこと、国に求めることは当然であり、強く要求することが必要だと思います。

最後に、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元についてです。

2006年度から義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へ引き下げられ、県の負担が2分の1から3分の2へと33%もふえています。その結果か、身分の不安定な非常勤講師や臨時的任用の教職員がふえている状況は否めません。35人以下学級の実現は遠のくばかりです。国庫負担割合をもとに戻すことは、県の財政負担を軽減し、教員の増員を初め、子供たちの学びや成長にとって必要な手だてをとることを可能にするものです。

子供たちの教育に国が責任を負うことは当然のことです。また、無限の可能性を秘めた子供たちをしっかりと守り育てていくのは、我々大人の責任であり、責務でもあります。そして、そのために施策を充実していくのが議会の役割、行政の役割ではないでしょうか。県議会は、こうした切実な県民要求を切り捨てることなく、子供たちを守る請願者の意思をしっかりと酌み取って、最大限、力になることが求められていると思います。各請願を不採択とせず、県民要求をしっかりと受けとめ、採択することを強く求めて討論といたします。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第31号及び

第39号から第41号まで採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第31号及び第39号から第41号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可

決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第30号まで、  
第32号から第38号まで及び  
第42号から第45号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第30号まで、第32号から第38号まで及び第42号から第45号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第9号採決

○星原 透議長 次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第10号から第13号まで採決

○星原 透議長 次に、請願第10号から第13号までの各号請願について、一括お諮りいたしま

す。

各号請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、各号請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第7号及び第8号採決

○星原 透議長 次に、請願第7号及び第8号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、両請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5-1号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉

会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

○星原 透議長 次に、さきに提案のありました教育長の任命の同意についての議案第77号を議題といたします。

〔四本企業局長退席・退場〕

○星原 透議長 質疑の通告はありません。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党を代表して、議案第77号「教育長の任命の同意について」討論をいたします。

今回の人事は、新たに施行された国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律のもとで、初めての知事の任命です。

この法改正は、教育委員長を廃止し、教育方針となる大綱を自治体の長・首長が決め、その首長の意見をより反映できる新教育長を首長が任命し、トップに据えるというものです。これ

は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長の教育内容介入に道を開き、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害する懸念があります。こうした国の法改正による新たな制度は、到底容認できるものではありません。

まさに今、安倍自公政権によって憲法が骨抜きにされ、海外で戦争できる国づくりが推し進められようとするもとの、侵略戦争を美化し、歴史を偽る愛国心教育を担う教科書の押しつけが強まっています。これ以上の教育現場への政治の介入は、断じて許されません。

これまでの国会の参考人質疑の中でも、日本教育政策学会会長や識者から、政治などの不当な支配から教育の自主性を保障するために教育委員会があることが強調され、「この理念を具体化する方向の改革こそ必要だ」「教育委員長をなくすことは問題だ」などの意見が表明されてきました。

そもそも教育は、子供の成長、発達のための文化的な営みであり、教師と子供の人間的な触れ合い、信頼関係を通じて行われるものです。そこには自由や自主性が不可欠です。だからこそ、戦前の教訓を踏まえ、憲法のもとで政治権力による教育内容への介入、支配は厳しく戒められてきたのです。

知事は任命する理由の中で、四本孝氏について、豊富な知識と経験を持ち、高潔な人格であると述べられておりますが、このことに異を唱えるものではありません。

私ども日本共産党は、教育長を初め、教育委員の皆さんが引き続き、憲法と教育基本法、子どもの権利条約の精神に立って、地域住民や学校現場の多様な教育要求を施策に反映させるべく、自由闊達な論議を保障すること、政治的に中立かつ公正な教育行政と教育の自主性を重ん

じること、この点を改めて知事、教育長に求めるものです。その上で、あえて本人事案件には反対せず、今後の教育委員会の動向を注視していきたいと考えています。

以上、日本共産党の考え方、立場を表明して討論いたします。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第77号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議案第77号についてお諮りいたします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔四本企業局長入場・着席〕

---

### ◎ 特別委員長調査結果報告

○星原 透議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、総合交通・観光・経済対策特別委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、総合交通、観光、経済対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国は、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えており、今後、地域経済の縮小や競争力の低下といった問題を引き起こすと考えられ



ております。地域経済の維持・活性化のためには、交流人口をふやすことが重要であり、そのためには、交通体系を早期に整備し、アクセス向上を図るとともに、魅力ある観光地づくりや情報発信の強化などに積極的に取り組む必要があります。

本県においては、東九州自動車道の開通や国際航空路線である宮崎—香港線の開通、またクルーズ船を利用した東アジアからの観光客の増加など、交通・観光を取り巻く状況は大きく変化してきております。

このような状況を踏まえ、当委員会では、総合交通体系の整備促進を図り、観光振興対策に取り組むことで、いかに交流人口を増加させ、地域経済の活性化につなげるかという観点から、「総合交通対策に関すること」及び「観光振興対策に関すること」を調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってまいりました。

まず、調査事項の総合交通対策についてであります。

本県の高速道路網については、東九州自動車道を中心に着実に整備が進んでいるものの、東九州自動車道の県南区間、九州中央自動車道、そして都城志布志道路にはミッシングリンクが残されており、高速道路網整備によるストック効果を最大限に高め、県内各地に波及させるためには、未開通区間の早期整備を図る必要があります。

県や県議会においては、国に対して働きかけを行っているところでありますが、当委員会としても、調査活動を通じて改めて高速道路網の早期整備の必要性を認識し、「高速自動車国道等の早期整備を求める意見書」を国に対して提出することといたしました。県においても、今後とも市町村や関係機関、民間団体等とも連携

し、あらゆる機会を捉えて継続的な要望を続けていただきたいと思います。

次に、航空路線の維持・充実についてであります。

国際路線については、近年、東南アジアからの訪日需要が高まってきており、当委員会としては、そのニーズを取り込むためにも、東南アジアをターゲットとした新規路線開拓を行うべきではないかと考えます。

インバウンド対策については、全国の自治体に取り組んでおり、今後さらに地域間競争が激化することが想定されますので、県においては、他県との連携も視野に入れ、東南アジアをターゲットとした国際チャーター便の誘致に早急に取り組むよう要望いたします。

また、国内路線については、昨年8月にLCCであるピーチアビエーションにより宮崎—開空線が就航し、低廉な価格も要因となり、搭乗率は8割を超える状況となっております。しかしながら、1日1往復のみの運航となっており、利便性向上のためには増便が求められております。

一方、LCCは、実績を伴わず採算がとれない場合には撤退の判断が早く、九州内でも1年足らずで運休となっているケースもあるようです。県においては、宮崎空港の利便性をより積極的にアピールするなど利用促進対策に努め、LCC路線の維持及びさらなる充実につなげていただきますよう要望いたします。

このほか、東九州地域を縦貫する唯一の幹線鉄道である日豊本線の高速化・複線化や、長距離フェリーの輸送力強化のためのさらなる整備の促進など、本県の総合交通網には依然として大きな課題が残っており、今後とも官民を挙げて早期整備に取り組むことが求められます。

次に、調査事項の観光振興対策についてであります。

県外調査で伺った富山国際大学において、現代社会学部の高橋教授から、「現代は成熟社会であり、ニーズが多様化している。価値競争の時代に入っており、宮崎にしかない魅力ある観光地をつくる必要がある」との話を伺いました。

また、新潟県、長野県、群馬県の7市町村で構成される「雪国観光圏」では、その雪国文化を他地域と差別化された地域独自の価値としてブランド化に取り組んでいました。

本県には、神話や神楽といった歴史・文化や豊かな自然など、他地域と差別化できる資源は多くあります。県においては、市町村や関係団体とも連携し、観光資源のさらなる磨き上げを行うとともに、資源をテーマやストーリーでつなぎ、宮崎ならではのブランド観光地を創出するよう要望いたします。

県外調査で伺った福井県では、恐竜博物館と一乗谷朝倉氏遺跡という2つの観光地をトップと位置づけ、重点的に整備を行っており、これに対し委員からは、「切るところは切って、磨くところは磨くという判断はすばらしい」との意見がありました。

本県の状況を見てみると、東九州自動車道等の開通効果もあり、高千穂には、ゴールデンウィークの7日間だけで約12万人もの人が訪れており、まさに本県の核となる観光地である一方、その観光客は阿蘇や大分方面に移動するケースが多く、県内周遊にはつながっておりません。

そのため、当委員会としては、県央地域に位置する西都原古墳群をもう一つの核として重点整備し、足を運んでもらうことにより、県内周

遊につながり、県内全域への波及効果が期待できるのではないかと考えたところです。県においては、西都原古墳群の世界遺産登録を視野に入れ、調査研究を継続するとともに、その歴史的価値や魅力を生かし、国内外からの観光誘客につなげるため、西都原古墳群及び周辺地域を本県観光地の核として重点的に整備するよう要望いたします。また、市町村とも連携し、西都原古墳群を中心とした観光ルートの充実を図り、国内外への積極的な情報発信に努めるとともに、旅行商品の造成に向け、旅行会社等への積極的なPRに努めるよう要望いたします。

当委員会は、本県に本拠地を置く主要交通インフラを担う5社（JR九州、宮崎カーフェリー、宮崎空港ビル、ソラシドエア、宮崎交通）との意見交換を行いました。意見交換の場では、「宮崎県を観光県だと思っている全ての方々と情報を共有できる場をつくってほしい」との意見や、「スピード感を持ってニーズを取り込み、他県におくれをとらないためにも、行政と民間が情報を共有するプラットフォームづくりが必要だ」との意見がありました。

時代のニーズは常に変化しており、潮流に乗りおくれなければならないことが必要です。県においては、交通関係団体や観光関係団体などの民間事業者と連携し、新たなニーズや課題などの情報共有ができるプラットフォームづくりを検討するよう要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしました。総合交通対策については、インフラ整備を伴うものが多く、国や交通事業者の支援が不可欠になります。県においては、各交通網のさらなる利用促進を図るとともに、引き続き、国や交通事業者に対し、本県における交通インフラ整備の重要性を訴え、積極的な要望を

続けていただきたいと思ひます。

また、観光振興対策を推進することは、旅行業や宿泊業、飲食業といった直接的な産業だけではなく、製造業や農林水産業など幅広い産業に関連し、需要創出効果や雇用創出効果など地域経済に大きな効果をもたらします。今後、さらに地域間競争が激化すると想定されますので、県においては、スピード感を持って対策に取り組んでいただきたいと思ひます。

現在、国を挙げて取り組んでいる地方創生を実現させるためには、冒頭にも申し上げましたが、地方の力の衰退をいかに抑制するかが大きな課題となっております。このような中、総合交通体系の整備を促進し、観光振興対策に取り組み、国内外からの交流人口をふやすことは、地域の維持・活性化の原動力になるものです。県がリーダーシップをとり、市町村とのより一層の連携強化を図るとともに、官民が一体となって総合交通対策と観光振興対策を着実に推進することにより、本県の地方創生に寄与することを期待いたしまして、当委員会の報告いたします。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、地方創生対策特別委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

当委員会では、地方創生対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

日本の人口は減少局面に入っており、人口減少が加速度的に進むことによる消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷になることが懸念されております。国において

は、この問題に向き合うため、「まち・ひと・しごと創生法」の制定、日本全体の人口の将来展望を提示する長期ビジョン及び政府の施策の方向を示す総合戦略の策定などを行っております。

このような動きの中、本県議会においては、昨年度、人口減少・地域活性化対策特別委員会を設置し、人口減少に対する今後の取り組みの方向性等について調査活動を行いました。

当委員会では、昨年度の特別委員会の調査活動を踏まえ、喫緊の問題である地方創生について、本県独自の課題に絞り込み、さらに調査を行う必要があるという観点から、「地域経済の活性化に関すること」「雇用対策に関すること」「高齢者が安心して暮らせる地域づくりに関すること」を調査事項としました。

まず、地域経済の活性化についてであります。

将来推計に基づく人口減少率を見ますと、県央地域と中山間地域には非常に大きな差がありました。県の面積の約9割を占める中山間地域は、本県にとって重要な地域であり、平成23年には、議員発議により「宮崎県中山間地域振興条例」を制定しております。県においては、この条例に基づいて中山間地域振興計画を策定し、振興策を総合的に推進しているところですが、人口流出に歯どめがかからず、中山間地域を取り巻く状況は依然として厳しいことを再認識しました。

このような中、昨年12月に高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定されたことは、中山間地域の活性化のみならず、本県の地方創生の取り組みを始動させる弾みとしていただきたいところです。

地方創生に関連する事業では、川崎市とモデ

ル的な木造・木質化等を連携する取り組みなどが進められていますが、委員から、「地方創生のモデルの一つとして、特定のテーマでの連携に期待している。目に見える形のものはず一つ出てくると、県民の理解も広がりやすい」という意見が出されました。

また、県内4カ所で木質バイオマス発電施設が稼働し、林地残材等の需要も見込まれるところですが、条件不利地域では供給意欲が低く、所得や森林整備等に地域格差が生じることが懸念されております。県においても、この課題の解決に取り組んでいるところですが、中山間地域の所得向上や雇用創出につなげるような形で、木質バイオマス供給体制を確立していただくよう要望いたします。

昨年9月に「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、県内全市町村も、今年度中には総合戦略の策定を終える予定とのことです。委員から、「市町村それぞれで頑張れと言っているが無理がある。広域ビジョンをつくってはどうか」という意見も出され、生活圏域、経済圏域を考慮すると、複数の市町村が政策目標を共有し、力を合わせて取り組んだほうが効果的と考えられる場合も多いと考えます。市町村の枠を超え、さらに他の市町村の事業とつながることで、地域の基幹産業として育ていくように、県が、広域的観点から地域間連携を推進していただくよう要望いたします。

次に、雇用対策についてであります。

当委員会では、若者の県内就職促進策について重点的に調査いたしました。本県高校生の県内就職率は全国最下位で、新規学卒者の離職率は全国平均よりも高く、憂慮すべき状況にあります。県外で働きたいという本人の意向を否定すべきではありませんが、子供たちが宮崎で

暮らすメリット等を知らないままに安易に県外転出という選択をしないように、ふるさと教育、キャリア教育などを系統立てて、小・中・高一貫して実施していくことが重要だと考えます。

一方で、良質な雇用の場となる魅力ある企業をふやしていくことも必要不可欠です。委員からは、「県内の99%を占める中小企業を元気にすることが、地方創生につながる」という意見もありました。

県では、今年度新たに「みやざき産業振興戦略」の策定に取り組んでおり、今後の具体的な事業展開による県内中小企業の振興に大いに期待しております。

また、本県の基幹産業である第1次産業を雇用の受け皿として整備していくことも重要です。県では、人手不足が課題となっている農業法人への派遣型の就農研修や、「みやざき林業青年アカデミー」による林業の新規就業に向けた取り組みを行っています。これらの取り組みは、移住やU I Jターン者の受け入れ効果も期待できることから、今後とも積極的に進めていただくよう要望いたします。

次に、高齢者が安心して暮らせる地域づくりについてであります。

県が実施した中山間地域住民アンケートによると、必要とする地域活性化策は、「医療提供体制の整備や高齢者福祉の充実」が最も多く、約5割を占めていました。

国においては、地域包括ケアシステムや地域医療構想策定等の制度改革に取り組んでおりますが、県内の市町村によっては、高齢化の状況も医療・介護サービスの整備状況も、全く違う状況にあります。

委員からは、地域包括ケアシステムに関し

て、「国全体と県内市町村の高齢化の進行状況は違っているので、国のスキームで動けばうまくいくのか疑問もある。各市町村の実情に応じたものになるように、県もきめ細やかな指導をお願いしたい」という意見もありました。

これらの制度改革が、各市町村の高齢者のニーズに即した地域医療介護提供体制となるよう、県としても十分留意して取り組む必要があると考えます。

県では、「健康長寿社会づくりプロジェクト」に取り組んでいますが、心身ともに健康で、将来にわたって快適で安心・安全に暮らせることは、高齢者に限らず、全ての県民の豊かさにつながります。この取り組みを、目標としている「健康長寿男女とも日本一」にとどまらず、「みやざき産業振興戦略」の「スポーツ・ヘルスケア産業」と関連づけて、産業の活性化につなげるとともに、県民運動として大きく盛り上げてはどうかと考えます。

また、高齢者が安心して地域生活を送りながら、みずからのマンパワーを柔軟かつ多様に発揮して社会活動に参加することも大切です。九州知事会で取り組んでいる「70歳現役社会」の積極的な事業展開等により、高齢者が健康で年齢にかかわらず活躍できる地域社会づくりを要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、地方創生に関する課題は非常に幅広く、今回調査できなかった内容も多くあります。例えば若者人口の県外流出については、雇用対策だけでなく、大学等の就学環境の整備・充実、県内定着を図る奨学金制度といった観点からの対策の検討も必要です。

また、日本版CCRC構想について、当委員会では先進事例調査を行い、地元には雇用創出

等の経済効果があることや、移住希望者のニーズを十分分析した上での計画策定の重要性を認識したところですが、CCRC構想を推進する場合は、医療・介護費の財源負担問題の解決が必要であると考えます。

来年度は、地方創生に向けた取り組みを加速化する段階に入ります。県においては、市町村と十分連携するとともに、民間とも積極的に協働し、本県が抱える問題に真摯に向き合い、その解決に向けて事業を推進していくことはもちろんのこと、適切かつ客観的に施策効果を検証することで各政策を磨き上げ、真に効果の高いものとしていくことにより、将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保という長期的な目標を実現していくことを期待して、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、宮崎のこども対策特別委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員 [登壇] (拍手) 当委員会では、宮崎のこども対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

近年、家庭や子供を取り巻く環境は、核家族化や少子化の進行、都市化による地域のつながりの希薄化等により大きく変化してきております。そして、このことが背景となって、地域や家庭が有してきた教育力の低下のほか、子供の生活リズムへの影響、少年犯罪の低年齢化、児童虐待の増加など、さまざまな社会問題につながっていると指摘する声もあります。

このような認識のもと、平成25年度には、当委員会と同名の委員会が設置され、児童虐待やいじめの問題、子育て支援の取り組みなど、子

供に係る諸問題について幅広く調査が行われました。

当委員会では、一昨年度の特別委員会の調査活動を踏まえ、家庭教育支援に関する条例の今年度内の制定を目標とした調査を行うこととし、「家庭での子どもの学び・育ちの支援等家庭教育支援についての条例に関すること」を1つ目の調査事項に決定いたしました。

また、子供の貧困対策に早急に取り組むことが求められている現在の状況を踏まえ、「子どもの貧困対策等に関すること」を2つ目の調査事項に決定し、所要の調査を行ってまいりました。

まず、家庭教育支援に関する条例についてですが、本県における家庭教育支援に関する現状や課題等について、県当局から説明を受けるとともに、県内はもとより、熊本県、岐阜県、和歌山県湯浅町での調査活動を通じて、家庭教育支援のあるべき形について、さまざまに議論を重ねてまいりました。

家庭教育の現状は、核家族化や3世代世帯の減少、地域のつながりの希薄化等により、親が身近な人から子育てや家庭教育を学ぶ機会が減少している状況にあります。また、孤立しがちな親、子育てに関心を持ってない親、仕事で忙しい親など、家庭教育への支援を必要としている家庭も多くあります。さらに、最近では、家庭の経済状況の悪化等による子供の貧困問題の広がりが見られ、これが家庭の教育力低下の一因になっているとの声もあります。

このような状況を踏まえ、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に加え、家庭教育を地域全体で応援する社会的機運を醸成することが求められております。

そこで、当委員会では、本県の家庭教育への

支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することを目的とした条例を制定する必要があるとの結論に至ったところであります。

条例制定の趣旨は、子供たちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長できる宮崎を実現することにあります。そのため、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進する必要があり、県は、家庭教育支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を果たさなければならないと考えます。

また、個々の条項においては、前文の「親としての喜び」や第6条の「国との連携等」、第10条の「事業者の役割」、第13条の「多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化」について、議論を重ねてまいりました。

条例の運用に当たっては、これら条項の趣旨を尊重するとともに、部局の垣根を越えた体制づくりのほか、家庭の教育力の変化についての時系列による整理と分析、さまざまな社会環境の変化を踏まえた施策の策定、条文・条項に沿った体系的な施策の実施について、十分な留意が必要になると考えます。

また、中でも、さまざまな社会環境の変化を踏まえた施策の策定については、当委員会でも多くの時間をかけて議論を積み重ねてきた項目であります。

家庭の教育力低下の背景にある社会環境の変化に触れながら、家庭教育支援の必要性についてうたった宮崎県家庭教育支援条例案の前文を初め、障がいのある子供を抱える家庭や経済的な不安を抱える家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対し、NPO法人や社会教育関係団

体など県民皆で支え合う環境づくりを促進する旨について規定した第13条の趣旨を十分に踏まえ、適切な運用が図られるよう要望いたします。

次に、子供の貧困対策について、本県における生活保護受給世帯の子供の高等学校等進学率は、一般世帯のそれと比較して14.7ポイント低い水準にあるなど、子供たちの将来が家庭の状況に左右されるような状況が、本県でも発生しております。いわゆる貧困の連鎖によって子供たちの将来が閉ざされてしまうことは、決してあってはならないことであります。

当委員会では、この貧困の連鎖を断ち切る観点から議論を重ね、スクールソーシャルワーカーの人員拡充のほか、生活困窮者自立支援制度における周知の強化、フードバンクの取り組みや子供たちの居場所づくり支援について、しっかりと対策を講じる必要があるとの結論に至りました。

特に子供たちの居場所づくり支援について調査に訪れました熊本県では、ひとり親家庭の子供たちを対象とした学習支援を軸に、安らぎの居場所を提供する「地域の学習教室」事業が実施されており、ボランティアの学習支援員が、学習指導はもとより必要に応じ相談等にも対応するなど、支援対象者のニーズに合わせた柔軟な取り組みが行われておりました。

また、最近話題に上がることの多い「子ども食堂」について、調査で見学した「要町あさやけ子ども食堂」では、食事の後、食堂となっている一軒家を所狭しと駆けめぐり、声を弾ませながら遊ぶ子供たちの姿に接することができました。全国的に広がりを見せる「子ども食堂」が、単なる食事提供の場としてだけでなく、子供たちの居場所としても機能している現場を

垣間見ることができ、その意義と支援の必要性について改めて考えさせられたところであります。

県におかれましては、これらの取り組み事例を参考に、子供たちの居場所づくり支援に関する施策の策定に向けて具体的な検討を行うことを要望いたします。

また、今後、子供の貧困対策を講じていく上で核となるのが、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」であります。当委員会においても、この計画の概要について、県当局から説明を受けました。この計画では、保護者の生活・就労支援のほか、教育の支援や生活の支援、経済的支援といった幅広いメニューが用意されており、それら支援メニューの実施に当たっては、関係部局間の連携体制の構築、当事者が意見を述べやすい環境づくりに特に留意が必要と考えます。

委員からも、「子供の貧困問題は、たくさんの部局に関係する問題であることから、総合政策的にやっていかなくてはならない」「支援を必要としている方々の使い勝手のよさに関する声が出てくる必要がある」といった意見が出されました。県におかれましては、これらの意見に留意しつつ、計画の実施に取り組まれることを要望させていただきます。

以上を委員長報告書の概要として御報告いたしますが、当委員会では、家庭教育支援に関する条例制定に向けて、通常の委員会に加え、臨時の委員会を開催するなど、11名の委員全員が力を尽くし、議論と検討を積み重ねてまいりました。県におかれましては、その成果である「宮崎県家庭教育支援条例」を軸に、実効性の高い施策の策定及び実施に努めていただくことをお願いいたします。

そして、もう一つのテーマである子供の貧困対策については、この問題が子供の社会的孤立や家庭の教育力低下の問題などとも密接に関連することを考えますと、家庭の経済的問題を中心にした整理から一步踏み込んで、子供に関する総合的な問題として対処していかなければなりません。県におかれましては、子供の貧困問題の組織内での位置づけについて改めて検討し、十分な対応ができる体制を構築していただきたいと思ひます。

最後になりますが、委員の皆様と正副書記の御尽力に心からの感謝と敬意を表しますとともに、宮崎県の将来を担う子供たちが地域の宝として健やかに成長できますことを切に願ひまして、当委員会の報告とさせていただきます。

(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

### ◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

平成28年 3月16日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する  
条例

議員発議案第2号

奨学金制度の充実を求める意見書

---

平成28年 3月16日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 厚生常任委員長 後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

議員発議案第4号

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書

---

平成28年 3月16日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎のこども対策特別委員長 右松 隆央

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

宮崎県家庭教育支援条例

---

平成28年 3月16日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 総合交通・観光・経済対策特別委員長

押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に



より提出します。

記

議員発議案第6号

高速自動車国道等の早期整備を求める意見書

---

平成28年3月16日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 丸山裕次郎  
井本 英雄  
田口 雄二  
新見 昌安  
松村 悟郎  
後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を  
求める意見書

---

◎ 議員発議案第1号から第7号まで

追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第7号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第1号から第4号まで、第6号及び第7号の各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項

の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

---

◎ 議員発議案第1号から第4号まで、  
第6号及び第7号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第4号まで、第6号及び第7号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第5号提案理由説明

○星原 透議長 次に、議員発議案第5号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。宮崎のこども対策特別委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第5号「宮崎県家庭教育支援条例」について、発議者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの特別委員会委員長報告で御報告させていただきましたとおり、宮崎のこども対策特別委員会では、昨年5月に委員会が設置されて以降、「家庭教育支援についての条例に関すること」を調査項目の一つに決定し、家庭教育支援に関する現状や課題等について調査活動を

行ってまいりました。

近年、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、経済格差の拡大による子供の貧困の問題など、社会環境が一層深刻さを増す中、子育てに不安を抱える親、孤立化する親もふえてきており、過保護や放任など家庭の教育力の低下が指摘をされております。

このような状況のもと、家庭の教育力の向上を図るためには、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取り組みをさらに進め、各家庭が改めて家庭教育において果たすべき役割の重要性を認識し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政、その他、県民皆で家庭教育を支えていくことが必要であり、その推進方策として、条例の制定が有効であるとの結論に至ったところであります。

このようなことから、お手元に配付しております「宮崎県家庭教育支援条例」について、委員会として全会一致で提案することを決定したところであります。

この条例は、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、基本的な生活習慣及び倫理観を確立するとともに、人生をみずから切り開いていく上で欠くことのできない人生観や職業観、創造力などを培い、子供たちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長できる宮崎を実現することを目的としております。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いをいたします。

(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 提出者の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

---

◎ 議員発議案第5号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議員発議案第5号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年2月定例県議会を閉会いたします。

午前11時59分閉会